

盛岡広域都市計画地区計画の変更（滝沢市決定）

都市計画菓子富士見地区地区計画を次のように変更する。

名 称		菓子富士見地区地区計画	
位 置		滝沢市菓子及び葉の木沢山地内	
面 積		約 59.0 ha	
地区計画の目標		<p>本地区は、住宅系市街地としての機能が強いが、国道4号沿道には、商業施設、沿道サービス施設が立地し、また、都市計画道路菓子滝沢駅線沿道を中心に商業施設、業務施設、工場が住宅地内に点在し、市街化が進行している。</p> <p>このため、住宅地としての環境の保全と商業施設、沿道サービス施設との調和を図り、快適な居住環境と利便性の高い市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針		<p>1 A地区 沿道サービス施設、商業施設の利便を増進する土地利用を図るとともに、近隣の住宅地の居住環境を保護するため、一部娯楽施設について、建築物の用途の制限を行う。</p> <p>2 B地区 都市計画道路菓子滝沢駅線沿道は、地区の利便性向上のため、商業施設、事務所等の利便を増進する土地利用を図る。これ以外の地区は、良好な環境の住宅地としての利用を図る。</p> <p>なお、第1種住居地域のうち、都市計画道路菓子滝沢駅線沿道以外の地区においては、容積率を低く押さえ、低中層の建築物を誘導し、住宅地としての良好な環境形成を図る。</p> <p>また、第1種低層住居専用地域においては、建築物と敷地境界線の間には緑地等のゆとりのあるスペースを設け、良好な低層住宅地として、居住環境の保全を図る。</p> <p>A地区B地区ともに、都市計画道路を中心に、既存の道路を有効に活用しながら区画街路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の確保を図る。</p>	
地 区 整 備 計 画	規 模 置 設 及 び 配 施	道 路	区画道路 幅員 9.0m延長約1,950m 区画道路 幅員 6.0m延長約1,800m
	地 区 の 区 分	地区の名称	A地区 B地区
		地区の面積	約5.5ha 約53.5ha
建 築 す 築 る 物 事 等 項 に 関	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げる建築物は建築してはならない。	

「地区整備計画の区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

理 由

不良な市街地の形成を防止するよう、地区整備計画を定め、良好な市街地形成を図るため、本案のように変更しようとするものである。